

令和元年第3回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月15日(水)	
○町長挨拶	5
○幹部職員の紹介	5
○臨時議長の紹介	6
○臨時議長の挨拶	6
○開 会	6
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○議長就任の挨拶	8
○議事日程の追加	9
○議席の指定	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○副議長の選挙	10
○副議長就任の挨拶	11
○常任委員会委員の選任	11
○常任委員会正副委員長の互選	12
○議会運営委員会委員の選任	12
○議会運営委員会正副委員長の互選	13
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	13
○皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙	14
○議案等の説明のため出席した者の紹介	14
○町長提出議案の報告及び一括上程	15
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	15
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	17
・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	19
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成31年度長瀬町一	

般会計補正予算（第1号）

○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	23
・議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	24
・議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	26
・議案第28号 長瀬町監査委員の選任について	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	27
・議案第29号 長瀬町監査委員の選任について	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	27
○町長挨拶	28
○閉 会	28

第 1 日 5月15日(水曜日) 本 会 議

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第1号

令和元年第3回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年5月10日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和元年5月15日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成31年度長瀬町一般会計補正予算(第1号))
 - (4) 議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)
 - (5) 議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - (6) 議案第28号 長瀬町監査委員の選任について
 - (7) 議案第29号 長瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

令和元年第3回長瀬町議会臨時会 第1日

令和元年5月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、町長挨拶
- 1、幹部職員の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長の挨拶
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、議事日程の追加
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君	
教育長	野	口			清	君	会計 管理 者	村	田	武	彦	君	
総務課長	福	島	賢	一		君	企画財政 課長	内	山	雅	人	君	
税務課長	相	馬	孝	好		君	町民課長	福	嶋	俊	晴	君	
健康福祉 課長	中	畝	康	雄		君	産業観光 課長	玉	川		真	君	
建設課長	若	林			智	君	教育次長	内	田	千	栄	子	君

事務局職員出席者

事務局長	野	口			晃	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	--	---	----	---	---	---	---

- 事務局長（野口 晃君） 皆さん、おはようございます。事務局長の野口です。よろしくお願いいたします。
- 本日は、議員各位におかれましては、ご多忙の折、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
- それでは初めに、町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎町長挨拶

- 町長（大澤タキ江君） おはようございます。
- 令和元年第3回臨時議会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 4月21日に執行されました長瀬町議会議員一般選挙におきましては、定数10名に対し11名が立候補という激戦となりました。本日もご出席いただいております10名の皆様が当選となり、町民を代表する町議会議員に晴れて就任されましたことを心からお喜び申し上げます。
- 平成から令和という新たな時代の幕開けとともに、本日ここに新たな任期での議会の第一歩がスタートするわけでございます。議員の皆様におかれましては、ご指導、ご協力を切にお願い申し上げますとともに、今後町の進むべき方向等、執行部と議会が一体となり、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分3件、補正予算案件2件、人事案件2件の計7件でございます。慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。
- また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。
- 甚だ簡単であります。開会に当たりましての私のご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。



◎幹部職員の紹介

- 事務局長（野口 晃君） ありがとうございます。
- 次に、参与席に着席の幹部職員の紹介を、齊藤副町長から順次お願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） おはようございます。副町長の齊藤でございます。
- 本日は、改選後、初議会でございますので、私から、説明等のために参与席に出席しております幹部職員の紹介をさせていただきます。
- なお、町長につきましては、先ほどご挨拶をいたしましたので、割愛をさせていただきます。
- それでは、順次紹介をさせていただきます。
- 教育長、野口清でございます。
- 教育長（野口 清君） 教育長でお世話になります野口です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 会計管理者兼出納室長、村田武彦でございます。
- 会計管理者（村田武彦君） 村田でございます。よろしくお願いいたします。

- 副町長（齊藤英夫君） 総務課長、福島賢一でございます。
- 総務課長（福島賢一君） 福島でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 企画財政課長、内山雅人でございます。
- 企画財政課長（内山雅人君） 内山でございます。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 税務課長、相馬孝好でございます。
- 税務課長（相馬孝好君） 相馬でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 町民課長、福島俊晴でございます。
- 町民課長（福島俊晴君） 福島でございます。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 健康福祉課長、中畝康雄でございます。
- 健康福祉課長（中畝康雄君） 中畝でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 産業観光課長、玉川真でございます。
- 産業観光課長（玉川 真君） 玉川でございます。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 建設課長、若林智でございます。
- 建設課長（若林 智君） 若林でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 教育次長、内田千栄子でございます。
- 教育次長（内田千栄子君） 内田でございます。よろしく願いいたします。
- 副町長（齊藤英夫君） 幹部職員の紹介につきましては以上でございます。
- 今後ともよろしく願い申し上げます。
- 事務局長（野口 晃君） ありがとうございます。

◇

◎臨時議長の紹介

- 事務局長（野口 晃君） ここで、臨時議長をご紹介させていただきます。
- 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
- では、年長の野口健二議員をご紹介いたします。
- 〔臨時議長、野口健二君議長席に着く〕

◇

◎臨時議長の挨拶

- 臨時議長（野口健二君） ただいまご紹介いただきました野口健二です。
- 地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◇

◎開会の宣告

（午前9時）

○臨時議長（野口健二君） ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回臨時会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○臨時議長（野口健二君） 本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告します。

本日の議事日程は、お手元にご配付してある議事日程第1号のとおりでございます。ご了承願います。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（野口健二君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎議長の選挙

○臨時議長（野口健二君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（野口健二君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に板谷定美君、井上悟史君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（野口健二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） 配付漏れはなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（野口健二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（野口健二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野口健二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

板谷定美君、井上悟史君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（野口健二君） 開票結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

野口健二君 7票

関口雅敬君 3票でございます。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い野口健二君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（野口健二君） ただいま当選されました野口健二君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議長就任の挨拶

○臨時議長（野口健二君） 野口健二君、議長就任挨拶をお願いいたします。

○6番（野口健二君） おはようございます。一言議長就任の挨拶を申し上げます。

議員改選後の議会構成に当たり、ご支援をいただき、当選させていただきました。身に余る光栄でございます。責任の重さをひしひしと感じておりますが、議会運営に当たりまして、公正中立を旨として、議会の円滑な運営に努力したいと思っております。重ねて皆様のご支援をお願いしまして、以上就任の挨拶とさせていただきます。

ていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（野口健二君） これをもって臨時議長の職務を全て終了いたしました。

ここで議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔議長、議長席に着く〕



◎議事日程の追加

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

ここで、お手元に配付してあります令和元年第3回長瀬町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）のとおり日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定しました。



◎議席の指定

○議長（野口健二君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定いたします。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

1番 板谷定美君

2番 井上悟史君

3番 野原隆男君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。



◎副議長の選挙

○議長（野口健二君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（野口健二君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に野原隆男君及び岩田務君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（野口健二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 配付漏れはなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野口健二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（野口健二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野原隆男君、岩田務君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（野口健二君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

岩田 務 君 7票

関口 雅 敬 君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い岩田務君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野口健二君） ただいま当選されました岩田務君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○議長（野口健二君） 岩田務君、副議長就任挨拶をお願いいたします。

○4番（岩田 務君） 先ほどの選挙で引き続きとなりますが、副議長に当選をさせていただきました岩田でございます。身に余る光栄であり、改めて身が引き締まる思いでございます。

野口議長を支えながらも、町政発展、議会発展のために、皆様とともに全力で諸課題の解決に向けて邁進してまいりたいと思います。公正かつ円滑な議会運営のためにも皆様のご協力をお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（野口健二君） ありがとうございます。

上着の着脱はご自由をお願いいたします。

◇

◎常任委員会委員の選任

○議長（野口健二君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望をとり、調整の上、委員会構成をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、各自の希望をとって委員会構成をすることにします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前10時20分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議長から指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、板谷定美君、村田徹也君、野口健二君、関口雅敬君、新井利朗君でございます。

経済観光常任委員会委員は、井上悟史君、野原隆男君、岩田務君、大島瑠美子君、染野光谷君でございます。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中にお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（野口健二君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果をご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 板谷定美君

副委員長 新井利朗君

経済観光常任委員会委員長 野原隆男君

副委員長 井上悟史君

以上のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（野口健二君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、長瀬町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長からご指名申し上げます。

板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、村田徹也君、大島瑠美子君、新井利朗君。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は以上のとおり決定しました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（野口健二君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 新井利朗君

副委員長 井上悟史君

以上のとおり決定しました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（野口健二君） 日程第7、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に新井利朗君、染野光谷君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました新井利朗君、染野光谷君を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました新井利朗君、染野光谷君が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新井利朗君、染野光谷君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙

○議長（野口健二君） 日程第8、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

皆野・長瀬下水道組合議会議員に板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、岩田務君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、岩田務君を皆野・長瀬下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、岩田務君が皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、岩田務君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説

明のため出席を求め、あるいはその委任を受けて出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第9、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第23号から第29号までの7件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、そのほか内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第10、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、平成31年3月29日付で長瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条の第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

この条例改正は、町長の提案理由の説明にもありましており、平成31年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、長瀬町税条例等の一部を改正する条例を平成31年3月29日付で専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第8号として公布したものでございます。

初めに、今回の地方税制改正の概要でございますが、地方法人課税における新たな偏在是正措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、消費税率の引き上げに伴う需要の平準化対策として、車体課税の大幅な見直しや住宅ローン控除期間を延長するほか、ふるさと納税制度の健全な発

展に向けた税制措置として、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を総務大臣が指定する新たな仕組みが導入されます。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するとしております。

このうち、長瀬町税条例の改正に係る内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。初めに、第1条関係でございますが、上段の第34条の7の改正は、個人町民税の寄附金税額控除に係る特例控除額の措置対象を特別控除対象寄附金とする規定の整備でございます。

下段の附則でございますが、附則第7条の3の2の改正は、特別特定取得をした住宅に係る個人住民税の住宅借入金特別控除の適用年度を平成43年度から2年延長し、平成45年度までとするものでございます。

3ページ下段の附則第9条の改正は、個人町民税の申告特例の対象を特別控除対象寄附金とする規定の整備でございます。

5ページ上段の第9条の2の改正は、所得割の納税義務者が前年度に特別控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとする規定の整備でございます。

8ページ下段の16条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第1条改正では、グリーン化特例の自由化を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過に係る規定を削除するものでございます。

第2条改正につきましては、20ページをお開きください。下段の附則第16条でございますが、グリーン化特例の自由化の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の経過を新設するものでございます。

第3条改正につきましては、25ページをお開きください。下段の附則第16条でございますが、平成34年度分及び平成35年度分の経過の対象を電気軽自動車等に限った上で、規定を新設するものでございます。

恐縮でございますが、13ページにお戻りください。13ページ上段の附則第16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次に、15ページの第2条関係でございますが、上段の第36条の2の改正は、町民税の申告書に係る記載事項の簡素化についての規定を新設するものでございます。

15ページ下段の第36条の3の2及び16ページ中段の第36条の3の3の改正は、単身児童扶養者を扶養親族申告書の記載事項に追加する規定の整備でございます。

18ページ中段の附則でございますが、附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割を特定期間限り、臨時的に非課税とする規定を新設するものでございます。

18ページ下段から20ページ上段の附則第15条の2の2、第1項から第4項までの改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定を新設するものでございます。

20ページ中段の附則第15条の6第3項の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率を特定期間限り、臨時的に1%減とする規定を新設するものでございます。

23ページ上段の附則第16条の2の改正は、附則第16条の改正に伴い、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定を新設するものでございます。

次に、25ページの第3条関係でございますが、上段の第24条第1項第2号の改正は、個人町民税の非課

税措置の対象者として新たに単身児童扶養者を追加するものでございます。

26ページ中段の附則第16条の2の改正は、附則第16条の改正に伴い、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定を整備するものでございます。

次に、27ページの第4条関係でございますが、上段の附則第15条の6の改正は、軽自動車税の種別割及び環境性能割の税率の特例措置について、平成28年度改正の長瀬町税条例等の一部を改正する条例の規定を整備するものでございます。

次に、28ページからの第5条関係でございますが、29ページ中段の第13項から31ページ上段の第16項までの改正は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の履行が困難であると認められる場合の猶予措置について、平成30年度改正の長瀬町税条例等の一部を改正する条例の規定を整備するものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、専決処分書の11ページ、そちらをお開きください。11ページ上段の附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めたもので、平成31年4月1日から施行するものでございますが、一部の規定につきましては、各号に定める日から施行とするものでございます。

第2条以降は、今回の条例改正に伴う各税目に関する経過措置について、それぞれ規定するものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、平成31年3月29日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（野口健二君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（相馬孝好君） それでは、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

この条例改正は、町長の提案理由の説明にもありましたとおり、平成31年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成31年3月29日付で専決処分させていただき、同日長瀬町条例第9号として公布したものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税における加入者負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税条例の課税限度額を引き上げるとともに、2割、5割軽減措置の対象となる所得基準を引き上げるなど、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

それでは、専決処分書いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。上段の第2条第2項の改正でございますが、医療分に係る課税限度額を3万円引き上げ58万円を61万円に改めるものでございます。

次に、中段の第23条の改正でございますが、課税限度額の引き上げに伴う規定の整備でございます。

続きまして、裏面の2ページをごらんください。上段の第2号の改正は、5割軽減に係る軽減判定所得の算定に用いる基準額を5,000円引き上げ、「27万5,000円」を「28万円」に改め、中段の第3号の改正では、2割軽減に係る軽減判定所得の算定に用いる基準額を1万円引き上げ、「50万円」を「51万円」に改めるもので、いずれも低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、専決処分書の別紙、そちらをごらんください。中段の附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を定めたもので、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

- 議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に対する今ご説明がありました。これによって国民健康保険税が総額でどの程度減るかどうかの試算、またこれ世帯数ですか、今二千九百何世帯だったかな、その世帯数割というのですか、等についての試算はできているのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度の実績をもとに今回の改正による軽減対象世帯数、5割軽減世帯が5世帯8名増加いたします。それから、2割軽減世帯は2世帯3名増加いたします。この軽減措置の拡充による保険税への影響額は、合計で11万8,000円の減と見込んでおります。

全体の試算につきましては、今手持ちもございませんので、後でまたご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第11、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

平成31年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ393万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億854万円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきます、同条第3項の規定

に基づき、議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））につきましてご説明をいたします。

厚生労働省より抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象として、風疹の抗体検査及び予防接種の追加的対策を実施することが示されました。当該事業の開始時期について、秩父郡内の市町と足並みをそろえて実施する必要があること、また風疹の感染拡大防止のため、早急に実施しなければならないことから、緊急に予算を調製する必要が生じたので、平成31年4月18日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回393万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億854万円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正についてご説明をいたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費国庫補助金、補正額154万円は、風疹の追加対策に係る補助金の増額でございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額239万3,000円は、歳出額との不足を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の補正につきましてご説明をいたします。第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費393万3,000円の増額についてですが、第11節需用費1万8,000円は、クーポン券の印刷等に係る費用、第12節役務費18万9,000円は、クーポン券の郵送料及び抗体検査、予防接種の請求支払い事務手数料、第13節委託料372万6,000円は、クーポン券等の作成、健康管理システムの改修及び抗体検査、予防接種業務の委託に係る経費でございます。

以上で議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 9ページの需用費のクーポン券、何枚出すのでしょうか。

それから、委託料のほうの風疹抗体検査業務委託料と風疹予防接種業務委託料、大体人数は何人をということがわかったら教えてほしいのですけれども、頼みます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

具体的な内容ですので、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど企画財政課長の説明にもありましたとおり、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれ、ですから今年度57歳から40歳になる男性ですが、これらの男性は、子供のときに予防接種の対象では

ございませんでした。ですから、抗体の保有率が低いということで、今回厚労省のほうでやるというのが概要でございます。

何しろ風疹が非常に流行しております。昨年12月補正で風疹の予防接種の補助を提案したときにもご説明いたしましたが、2018年、平成30年、埼玉県では、風疹にかかった方が191名いたということでございます。その前年は6名、その前々年は4名ということで、この統計的な数字を見ても風疹が大流行しているというのがわかると思います。ことしは5月の初めまでに既に103人報告があります。ということで、今回、先ほど言った対象57歳から40歳になる者のうち、国の指導で今年度につきましては、昭和47年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれまで、ですから47歳から40歳になる男性を対象にクーポン券を送付いたします。クーポン券の送付枚数でございますが、320人を予定しております。

なお、先ほど言った年齢57歳から今回クーポンを送らない対象の方につきましても、希望があればクーポン券を出すことができるとしてありますので、その人数も100名見込ませていただいております。

予防接種につきましては、国が抗体保有率80%ということで見込んでおるようです。今回、このクーポンが来ましたら検査を受けていただくわけですが、検査を受けていただいた結果、十分な抗体があることを除いた者、ですから抗体がない方にのみ接種をお願いするものですが、残りの2割という形でその数を見込んでいるところでございます。

以上で大島議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） こちらについては、4月18日に専決処分されているということですが、国庫補助金の金額が決定した歳入というのは理解ができるのですが、基金繰入金も239万3,000円発生しておりますが、この公衆衛生費については4月18日までに支払いをしなければならなかったということでしょうか。伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

今のご質問についてですが、こちらですが、こちらの風疹予防接種、こちらについてなのですが、基本的な財源の負担としては国庫補助金が2分の1、残りの2分の1を市町村が負担をするという仕組みになってございます。ただ、一部の費用につきましては、市町村で10分の10で予算措置をするという形になっておりまして、まずそれがそのような財源措置になっているということで、国庫補助金の受け入れのみならず、先ほど私が説明で申し上げましたけれども、こちらにつきましては早急に対象の方々にクーポン券の発行ですとか、そういったものをしていかなければならないということで、国庫補助金の確定だけではなくて、歳出の予算も立てる必要性があったことから、その専決処分の日付の日に、その裏負担の部分も財政調整基金の取り崩しをもって対応するというので、専決処分をさせていただいて、このような補正の予算の調製をさせていただいたということになってございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

予防接種につきましては、実は従来から国庫補助の対象ではないのです。法定予防接種ということで法

律によってさまざまな予防接種が規定されています。これらにつきましては、交付税措置という形で補助金の対応としてはなっておりませんので、今回の抗体検査の分だけが補助の対象となっているということになります。ですから、町で予防接種を行っている中で、中学3年生のインフルエンザ等は、あれは町単独ですので、それ以外の法定予防接種につきましても全て形上は町が10分の10負担して、交付税で措置されるという形のことになっていますので、このような形で町負担分を措置させていただいたという形になります。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 質問のあれがよく伝わっていなかったかもしれませんが、私が言いたいのが専決処分についてなのです。というのがまだこの歳出をされていなかったのであれば、専決処分が必要だったのかどうかというところについて、法の規定による専決処分については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかと認めるときとありますけれども、選挙やゴールデンウィークはあったとしても、4月18日であれば、議会なんかも開けなくはなかったのかなというのもあったものですが、それが1点と、例えばこの5月の臨時議会でこの議案が普通に出てくるのでは遅かったのかというのをちょっと伺いたかったのです。それについてお願いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

専決処分とした理由でございますが、先ほど企画財政課長のほうの話もありましたとおり、風疹の感染がはやっているということで、早急にやること、それと秩父郡市医師会さんにいろいろご接種等をお世話になっている関係で、医師会のほうから秩父郡市1市4町は足並みをそろえるようにという要請も受けておることから、今回このような形で専決処分させていただいた。

なお、秩父市は3月の議会に最後に補正予算をとって、4月22日にはクーポンを発送できております。それと、皆野町等につきましては、昨日届いたというような話も聞いておりますので、それに合わせるために早急に実施する必要があったという形が1点。

それと、予算の裏づけがないと事業ができないというのはご承知いただいていると思うのですが、予算の裏づけがあってクーポンの作成ができるということですので、専決処分をさせていただく必要があったという形になります。

ちなみに、長瀬町では、先ほど言った対象の47歳から40歳の男性に対して、本日クーポンを送付いたします。クーポン券も本日の議会や6月の議会でやったのですと、実質、送付はそれ以降、そこからスタートになりますので、それ以降となりますので、非常に対処が出来るということですので、専決処分する必要があったということで専決処分をさせていただきました。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 専決処分承認を求めることについて（平成31年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第13、議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億1,191万4,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） それでは、議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の元号の表示でございますが、平成31年度長瀬町一般会計予算全体における元号の表示を令和に統一しようとするものでございます。

第2条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回337万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億1,191万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正につきましてご説明をいたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目商工費国庫補助金、補正額87万4,000円は、低所得者、子育て世代向けのプレミアム付商品券事業の実施に係る事務費分の補助金の増額でございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額250万円は、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の増額でございます。

続きまして、歳出の補正につきましてご説明をいたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費250万円でございますが、長瀬白鳥睦会が実施するコミュニティ活動備品の整備に係る費用を助成するための増額でございます。

次に、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費87万4,000円の増額は、第3節職員手当等4万

円及び第9節旅費6,000円は、低所得者子育て世代向けのプレミアム付商品券事業の実施に係る職員の時間外勤務手当及び旅費、第13節委託料82万8,000円は、システム改修及び申請書、商品券引きかえ券作成などの委託に係る経費でございます。

以上で議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 9ページの19節に負担金、補助及び交付金ということで250万円、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金ということでありますけれども、先ほど説明では、白鳥睦会に備品整備の費用として助成するというふうに説明がありましたけれども、この白鳥睦会の会員数とか、それからどんなものに備品として整備する予定なのか、用途がわかっているかと思うのですが、よろしくお願いたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

白鳥睦会の会員数ですが、76名になります。

整備する備品については、まず長胴太鼓、いわゆる和太鼓を1台、その和太鼓の置き台を1台、それと2丁掛締太鼓、小太鼓になりますけれども、それを3台、それとあとは鯉口シャツをMサイズ、Lサイズそれぞれ50着等になります。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第14、議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,442万4,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、元号の表示でございますが、平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算全体における元号の表示を令和に統一するものでございます。

第2条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,442万4,000円とするものでございます。

今回の補正の概要でございますが、国民健康保険の応益割に係る旧被扶養者減免について、平成31年4月1日から減免期間が見直しされたため、国民健康保険システムを改修するものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書でご説明いたします。6ページ、7ページをごらんください。初めに、歳入についてでございますが、第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目財政調整交付金、補正額32万円の増額でございますが、国民健康保険システム改修に伴う特別調整交付金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴収費、補正額32万円の増額は、国民健康保険応益割に係る旧被扶養者の減免期間の見直しに伴う国民健康保険システム改修業務委託料でございます。

国民健康保険の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間につきましては、資格取得日の属する月から当分の間実施するとされていましたが、厚生労働省の通知により応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、平成31年4月1日以降、資格取得日の属する月以後、2年を経過する月までの間に限り実施すると見直しがされております。

次に、第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は2,000円の減額を行うものでございます。

以上で議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第15、議案第28号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。
井上悟史君の退席を求めます。

〔2番 井上悟史君退席〕

○議長（野口健二君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 長瀬町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員井上悟史氏の任期が平成31年4月30日に満了となりましたので、引き続き井上悟史氏を選任することについて、議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで退席しております井上悟史君の出席を求めます。

〔2番 井上悟史君出席〕

◇

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第16、議案第29号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 長瀬町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員柳繁夫氏が平成31年5月15日付で退職されますことに伴い、後任の委員として田島毅氏を選任することについて、議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

田島氏は、長瀬宝登山区に在住し、平成10年に大学院を卒業された後に、経理事務所に就職され、平成13年5月に税理士登録後、平成17年7月に税理士法人ちちぶを設立し、代表社員を主催されています。税理士として会計業務に精通されているほか、幅広い見識をお持ちなため、委員としてふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野口健二君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 以上で今期臨時会における議事は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は、選挙後初の議会でございます。議長選挙を初め議会構成等も決まり、まことにおめでとうございます。

本日就任されました野口健二議会議長を中心に、町民の期待に応えるべく、町政の発展のためにご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今議会では、町政の重要案件7議案を提出いたしました。慎重にご審議をいただき、ご議決をいただき、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、月が変わればとうとう梅雨の季節を迎えます。皆様には健康にご留意され、また町政の進展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましての挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） これをもちまして令和元年第3回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 7月 1日

臨時議長 野口 健二

署名議員 板谷 定美

署名議員 井上 悟史

署名議員 野原 隆男